

1. 議事日程（平成28年第1回北広島町議会定例会）

平成28年3月8日
午前10時開会
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第1号 専決処分の報告について
(和解に代る決定について)
日程第5 報告第2号 専決処分の報告について
(事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日程第6 報告第3号 専決処分の報告について
(和解に代る決定について)
日程第7 報告第4号 専決処分の報告について
(北広島町立豊平中学校体育館新築工事完成に伴う精算変更契約の締結)
日程第8 報告第5号 専決処分の報告について
(北広島町立芸北中学校校舎等新築工事完成に伴う精算変更契約の締結)
日程第9 報告第6号 専決処分の報告について
(千代田開発センターリフレッシュ工事変更契約の締結)
日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(北広島町税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例)
日程第11 議案第1号 北広島町営住宅等合併処理浄化槽使用料条例
日程第12 議案第2号 北広島町豊平病院事業の設置等に関する条例
日程第13 議案第3号 北広島町豊平病院事業利用料金及び手数料に関する条例
日程第14 議案第4号 北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
日程第15 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第16 議案第6号 北広島町ゲートボールコート設置及び管理条例等の一部を改正する条例
日程第17 議案第7号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
日程第18 議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第19 議案第9号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第20 議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第21 議案第11号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
日程第22 議案第12号 過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
日程第23 議案第13号 北広島町児童医療費支給条例の一部を改正する条例
日程第24 議案第14号 北広島町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第25	議案第15号	北広島町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第26	議案第16号	北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
日程第27	議案第17号	証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第28	議案第18号	北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例
日程第29	議案第19号	北広島町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第30	議案第20号	北広島町火災予防条例の一部を改正する条例
日程第31	議案第21号	北広島町豊平病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例を廃止する条例
日程第32	議案第22号	北広島町豊平病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例
日程第33	議案第23号	指定管理者の指定について
日程第34	議案第24号	行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について
日程第35	議案第25号	北広島町過疎地域自立促進計画の策定について
日程第36	議案第26号	広島市と北広島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
日程第37	議案第27号	町道の路線の認定について
日程第38	議案第28号	財産の無償貸与について
日程第39	議案第29号	平成27年度北広島町一般会計補正予算（第5号）
日程第40	議案第30号	平成27年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第41	議案第31号	平成27年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第42	議案第32号	平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第43	議案第33号	平成27年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第44	議案第34号	平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第45	議案第35号	平成27年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）
日程第46	議案第36号	平成27年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第2号）
日程第47	議案第37号	平成27年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第48	議案第38号	平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第3号）
日程第49	議案第39号	平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第50	議案第40号	平成27年度北広島町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第51	議案第41号	平成27年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第2号）
日程第52		施政方針
日程第53	議案第42号	平成28年度北広島町一般会計予算
日程第54	議案第43号	平成28年度北広島町国民健康保険特別会計予算
日程第55	議案第44号	平成28年度北広島町下水道事業特別会計予算
日程第56	議案第45号	平成28年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算
日程第57	議案第46号	平成28年度北広島町介護保険特別会計予算
日程第58	議案第47号	平成28年度北広島町簡易水道事業特別会計予算
日程第59	議案第48号	平成28年度北広島町電気事業特別会計予算
日程第60	議案第49号	平成28年度北広島町芸北財産区特別会計予算

- 日程第61 議案第50号 平成28年度北広島町診療所特別会計予算
 日程第62 議案第51号 平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算
 日程第63 議案第52号 平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第64 議案第53号 平成28年度北広島町水道事業会計予算
 日程第65 議案第54号 平成28年度北広島町豊平病院事業会計予算
 日程第66 発議第1号 予算審査特別委員会の設置について
 日程第67 同意第1号 監査委員の選任の同意について
 日程第68 同意第2号 北広島町教育委員会委員の任命の同意について
 日程第69 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 真倉和之	2番 中田節雄	3番 久茂谷美保之
4番 藤堂修壮	5番 梅尾泰文	6番 森脇誠悟
7番 柿原徳則	8番 室坂光治	9番 中村勝義
10番 伊藤久幸	11番 浜田芳晴	12番 藤堂勝丸
13番 蔵升芳信	14番 田村忠紘	15番 美濃孝二
16番 大林正行	17番 宮本裕之	

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 空田賢治	教育長 池田庄策
芸北支所長 成瀬哲彦	大朝支所長 齋藤幸司	豊平支所長 多川信之
危機管理監 松浦誠	総務課長 古川達也	財政課長 信上英昭
企画課長 山根秀紀	税務課長 畑田正法	福祉課長 清見宣正
保健課長 多田誠子	農林課長 藤浦直人	建設課長 砂田寿紀
町民課長 輪田孔俊	上下水道課長 清水繁昭	消防長 田辺弘司
学校教育課長 石坪隆雄	生涯学習課長 佐々木直彦	商工観光課長 隅田好則
会計管理者 三宅正登	豊平病院事務部長 佐々木靖志	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 佐伯孝之 議会事務局 田辺五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） おはようございます。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回北広島町議会定例会を開会いたします。開会に先立ちまして、2月2日に芸北小学校スキー教室中に大変痛ましいことではありますが、事故が起きて、近藤江里菜さんが亡くなりました。これに対して黙禱をささげたいと思います。ご協力をよろしく願いいたします。

○議会事務局長（佐伯孝之） それではご起立をお願いします。黙禱を行います。（黙禱）

○議長（加計雅章） ありがとうございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加計雅章） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、真倉議員、2番、中田議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（加計雅章） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの18日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は、本日から3月25日までの18日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（加計雅章） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は、配付しておりますとおりでありますが、その中から若干報告申し上げます。昨年12月から1月中旬までは降雪がなく、冬とは思えないような天候が続いておりました。そうした中、1月10日には北広島町消防出初式、千代田中学校グラウンドにおいて盛大に挙行されました。また午後には、JA広島北部千代田支店で154名の新成人が出席し、北広島町成人式が開催されております。2月19日、自治功労者等表彰式がKKRホテル広島で行われ、町村議会議員として20年以上在籍し、功労のあった者として、私が表彰を受けております。ひとえに長年支えていただきました皆様のおかげであろうと感謝申し上げる次第であります。3月1日には千代田高等学校、加計高等

学校芸北分校、広島県新庄学園の3高等学校で卒業式が行われております。以上で、議長報告を終わります。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は、別紙、請願・陳情受付簿のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託をしております。次に、地方自治法第199条第9項の規定により、定例監査の結果報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。以上で、議長からの諸般の報告を終わります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

- 町長（箕野博司） おはようございます。通常の行政報告の前に、少し時間をいただきたいと思っております。まず、スキー事故についてでございます。2月2日に起きましたスキー事故により、大切なかけがえのない命を失いました。ご両親、ご家族の皆さんへのお悔やみと亡くなられた近藤江里菜さんのご冥福を心からお祈りをいたします。町といたしましては、事故調査委員会を立ち上げ、事故の検証と安全管理の徹底に努めてまいります。次に、断水についてであります。1月27日から八重、壬生地区で長期間にわたり断水するという事態を招いたことにつきまして、心よりおわび申し上げます。今回の断水は、配水池の水位が急速に低下し、皆様への給水を停止せざるを得なくなりました。水道水が使えなくなったことにより、飲料水はもとより、トイレやお風呂などの生活面で、また医療機関、福祉施設、商店、企業など必要な水が使えなくなり、皆様に大変な不自由とご迷惑をおかけいたしました。広島県等との専門家も交えて、原因分析と今後の対応を検討していただいたところ、原因といたしましては、凍結防止のための流水等により、水の使用量が2日以上にわたり増加し、使用量に対して配水池の貯水量が追いつかず、水位の低下が進み、断水をせざるを得なくなったと考えられます。再びこのような事態に陥らないため、緊急的に対応するための短期的対策及び中長期の対応を行っているところであり、ライフラインである水の安定的供給に取り組んでいく所存であります。また、断水時の対応について、給水所、広報等のあり方などさまざまご指摘をいただきました。災害時の危機管理につきましても見直しを行ってまいります。なお、今回の断水に際しまして、行政区長、民生委員、民間企業、自衛隊、広島県を初め日本水道協会加入の市町など、多数の皆様からご支援をいただき、収束できましたことを心からお礼申し上げますとともに、改めまして、町民の皆様には深くおわびを申し上げます。次に、豊平病院でございます。これまで豊平病院の経営形態の変更につきまして、無床診療所とするとしておりましたが、医療法人からの申し出を受け、病院として継続するための協議を重ねてまいりました。指定管理者制度を導入し、病院としての機能を存続させるため、今本議会において関連条例等の議案を提出させていただきます。ご理解をいただきますよう、よろしく願いをいたします。それでは、通常の行政報告のほうさせていただきます。前回の定例会から今回定例会までに生じた主要な事業等でございます。資料の3ページをご覧くださいと思います。企画課の関係であります。定住促進の取り組み、空き家情報バンク、これが2月の19日現在であります。成約件数が15件ということになっております。また、定住相談の相談件数が213件となっております。4ページをお願いします。住宅建築費の補助事業でありますけれども、事業対象者指定申請件数が2月19日まで、今年度52件であります。また、申請額のほうは1800万円程度という状況になっております。5ページをお願いします。ふるさと寄附金であります。平成27年度の累計であります。2月19日現在で593件、3617万9800円ということになっております。非常に多くの皆様にご寄附をいただいております。今後も一層伸ばしていきたいと

考えております。長期総合計画についてであります。第1回の北広島町まちづくり総合委員会を2月の16日に開催をいたしております。昨年は、人口ビジョン総合戦略ということで策定をいただきましたが、今度、第2次の北広島町長期総合計画10カ年計画を策定をしていただくということになっております。よろしくお願いをしたいと思います。6ページをお願いします。福祉課の関係であります。遊び場創生プロジェクトということで、庁内プロジェクトでありますけども、2月に子育て中の町職員による庁内プロジェクトチームを編成し、今、検討に入ったところでありまして。子育て支援の中でも、こういった要望が強いということで、具体的に計画づくりを進めていきたいと考えております。12ページをお願いします。農林課の関係であります。平成28年度水稲作付配分計画ということで、平成27年度は65.9の作付率でありましたけども、28年度は65.7ということで計画が来ております。昨年度27年度とあまり変わらないという状況ではあります。それから北広島町農業振興協議会の関係であります。2月15日に平成27年度第3回の協議会を開催をしております。これは関係機関及び団体間の連携によって、北広島町の基幹産業である農業の持続的発展を図り、活力ある地域農業を創造するというを目的に、年3回開催をし、協議、意見交換等を行い、情報の共有化等を図っておるところであります。2JAと広島県と行政というようなところで進めておるところであります。14ページをお願いします。企業誘致対策事業でありますけども、千代田工業流通団地A、H、J区画、3つの区画が成約になり、成約率が98.6%ということになっております。15ページをお願いします。商工観光課の関係でありますけども、北広島町農山村体験推進事業、山海島体験活動として、2月5日までで小学校28校、児童数1136名の受け入れを行っております。16ページのほうには、修学旅行の受け入れ、中学校3校、280名の受け入れを行っているところでありまして。18ページをお願いします。建設課の関係であります。空き家対策ということで、空き家等対策協議会を開催をさせていただいております。1月22日でありまして。北広島町空き家等対策計画について協議をいただき、定住対策へつながる空き家等の有効利用を主体とした計画策定を進めていこうということにさせていただいております。私からは以上でございます。教育委員会関係については教育長よりご報告をさせていただきます。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） 2月2日午前11時45分ごろ起こりました北広島町立芸北小学校のスキー教室で、死亡事故により大切な命を失いました。学校管理下で事故を起こしましたことについて、ご本人、ご遺族様には大変申しわけなく思っております。教育長として責任を痛感しております。事故の詳細については、現在も調査を継続しております。今後におきましては、町内全ての小中学校の教育活動の実施計画、安全指導の徹底をしてまいりたいというふうに考えております。それでは、主要事業等の状況の報告を申し上げます。23ページをお願いいたします。まず、学校教育課でございますが、きたひろしま・夢・まなびプランに基づきまして、千代田地域におきましては、千代田中学校体育館の耐震補強工事、平成28年1月30日から平成28年3月31日で整備を実施をしております。芸北地域でございますが、芸北学校給食センター新築工事が平成28年3月4日に完成をしております。また、芸北中学校校舎等新築工事が平成28年3月11日に完成予定でございます。豊平地域につきましては、豊平中学校体育館新築工事が2月29日に完成をいたしました。24ページをお願いいたします。生涯学習課関連でございますが、12月21日にスポーツ講演会、アザレア千代田で、これからのス

ポーツのあり方、という演題で講演会を実施しております。次の成人式につきましては、1月10日、JA広島北部千代田支店におきまして、154名の参加がございました。次でございますが、生物多様性トークイベントにつきましては、千代田地域、芸北地域、豊平地域、大朝地域で、森里川を食べる・遊ぶ・楽しむ！エコ・カフェ、という名前で実施をいたしております。たくさんの参加をいただきました。以上でございます。

○議長（加計雅章） 以上で、町長及び教育長の行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第1号 専決処分の報告についてから

日程第9 報告第6号 専決処分の報告について

○議長（加計雅章） 日程第4、報告第1号、専決処分の報告についてから、日程第9、報告第6号、専決処分の報告についてまでの6件の報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第1号から報告第6号について、一括して概要を申し上げます。議案集の1ページをお願いします。報告第1号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、住宅使用料等請求に関する裁判上の和解について専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。3ページをお願いします。報告第2号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。5ページをお願いします。報告第3号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、下水道受益者分担金請求に関する裁判上の和解について専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。7ページをお願いします。報告第4号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約を変更することについて専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。9ページをお願いします。報告第5号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約を変更することについて専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。11ページをお願いします。報告第6号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約を変更することについて専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明をいたします。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 報告第1号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。議案書は1ページでございます。報告第1号の裁判上の和解についての専決処分の報告でございますが、地方自治法第180条第1項の規定により、議案書2ページ、専決処分第13号のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。続きまして、専決処分書について説明させていただきます。議案書は2ページでございます。本件は、平成27年第4回北広島町議会報告第11号におきまして、訴訟に関する専決処分の報告をさせていただいているところでございます。概要でございますが、債権の内容は、住宅使用料が29万460円、水道料金が9535円、下水道使用料が8920円、合計30万8915円でご

ございます。平成27年10月20日に可部簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行いました。相手方が分割払いを希望するとして督促異議を申し立てたことから訴訟に移行しております。口頭弁論記述において、相手方の出頭はなく、事実を争うことをせず、平成27年12月22日に民事訴訟法第275条の2に基づき、可部簡易裁判所から毎月5万円の支払いを内容とした和解にかわる決定を受けました。この決定は、相手方から適法な異議の申し出がない場合には、和解と同一の効果を有することから、平成27年12月22日に専決処分を行いました。専決処分の報告は以上でございます。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 報告第2号、専決処分第1号につきまして保健課のほうから説明をいたします。議案集の4ページをお開きください。地方自治法第180条第1項の規定により、駐車場出入口付近の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして専決処分を行いましたので、報告をさせていただきます。相手方、これは記載しておるとおりでございます。次に事故の概要でございます。平成27年11月26日午前9時ごろ、ショッピングセンターサックスの駐車場入り口付近のガードパイプに献血の準備のためPR用ののぼりを立てかけていましたところ、強風により風で倒れ、ちょうど駐車場から出よとしていた車両の左側のドアに接触し、傷がついたものです。次に、和解の内容でございます。町は、相手側に対し、損害賠償として11万3508円の支払い義務があることを認め、これを支払います。町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認をしました。損害賠償額は11万3508円です。これは車両のドアの修理費等になります。以上で、報告を終わります。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（清水繁昭） 報告第3号、専決処分の報告について、上下水道課からご説明申し上げます。議案書は5ページ、6ページでございます。まず、報告第3号、地方自治法第180条第1項の規定により、議案書6ページ、専決処分第2号のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告いたします。専決処分書でございます。平成27年第4回12月定例会におきまして、議会報告第10号、専決処分第11号によりご説明申し上げました下水道受益者分担金請求に係る訴えの提起について、可部簡易裁判所において、債権請求に関する裁判上の和解にかわる決定が下され、それを町は受託するものでございます。概要といたしまして、相手方が下水道受益者分担金39万5700円滞納していることから、平成27年10月27日、可部簡易裁判所に対し、支払い督促の申し立てを行い、相手方が一括納付は無理ということなので、毎月2万円ずつの支払いを希望する旨の督促異議の申し立てが行われたため、訴訟に移行しました。なお、口頭弁論の際に、相手方が事実を争わなかったため、平成28年1月19日、民事訴訟法第275条の2に基づき、可部簡易裁判所より平成28年2月から毎月末日、2万円ずつ指定した口座に振り込む方法により支払うことを内容とした和解にかわる決定を受けたものでございます。なお、この決定に対し、相手方より適法な異議の申し立てがないときは、この決定が裁判上の和解と同一の効力を有することとなるもので、これにより平成28年1月19日、専決処分を行ったものでございます。以上で、ご説明を終わらせていただきます。

○議長（加計雅章） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 8ページをお開きください。報告第4号でございますけども、専決

処分第3号、平成28年2月4日に工事請負契約を変更することについて、次のとおり専決処分を行いましたので、報告をさせていただきます。1、工事名、北広島町立豊平中学校体育館新築工事、2、工事場所、北広島町都志見10914番地、3、変更請負金額3億7918万2600円、4、今回変更による増額453万600円、5、請負者、砂原・竹下特定建設工事共同企業体、広島市中区平野町1番16号、株式会社砂原組代表取締役中川博司。変更理由でございます。豊平中学校体育館新築工事にかかわって、工事中に仕様書等一部変更を行いましたので、工事の増額に伴うものでございます。報告をさせていただきます。よろしくお祈いします。次に、報告第5号でございます。10ページをお開きください。専決処分第4号、平成28年2月12日、工事請負契約を変更することについて、次のとおり専決処分を行いましたので、報告をさせていただきます。1、工事名、北広島町立芸北中学校校舎等新築工事、2、工事場所、北広島町川小田10075番地90、3、変更請負金額8億6121万3600円、4、今回変更による増額188万2440円、5、請負者、錦建設・芸北工業特定建設工事共同企業体、広島市中区国泰寺町2丁目5番4号、錦建設株式会社取締役社長迫谷富三。変更理由でございます。芸北中学校校舎等新築工事にかかわって、工事中に一部の仕様を変更しましたので、工事の増額によるものでございます。以上でございます。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） 報告第6号、専決処分第5号について、商工観光課からご説明をします。議案書12ページをご覧ください。地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約を変更することについて、平成28年2月15日に専決処分を行いました。専決処分の内容については、1、工事名、千代田開発センターリフレッシュ工事、2、工事場所、北広島町有田、3、変更請負金額1億3499万4600円、4、今回変更による増額431万4600円、5、請負者、石見工業株式会社広島支店、広島県山県郡北広島町春木512番地1、取締役支店長小泉義則。6、変更理由、現地精査による館内壁及び建具塗装等各種追加工事の増によります。以上でございます。

○議長（加計雅章） 以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（加計雅章） 日程第10、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（箕野博司） 議案集の13ページをお願いします。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、北広島町税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例について専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。以上、詳細については担当から説明します。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（畑田正法） 承認第1号、北広島町税条例の一部改正につきまして、税務課からご説明申し上げます。議案集14ページ、15ページをご覧ください。この改正でございますが、本年1月1日施行のいわゆる番号法の取り扱いにつきまして、昨年末に見直しが行われたこと

により、専決により町税条例を改正したものでございます。改正の内容でございますが、町民税及び特別土地保有税の減免申請におきまして、個人番号の記載を義務づけしておりましたが、この記載を要しないというふうな変更がございましたので、改正をしたものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。本件については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 1 議案第 1 号 北広島町営住宅等合併処理浄化槽使用料条例から

日程第 1 3 議案第 3 号 北広島町豊平病院事業利用料金及び手数料に関する条例

○議長（加計雅章） 日程第 1 1、議案第 1 号、北広島町営住宅等合併処理浄化槽使用料条例から、日程第 1 3、議案第 3 号、北広島町豊平病院事業利用料金及び手数料に関する条例までを一括議題とします。以上、3 議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第 1 号から議案第 3 号について、一括して概要を申し上げます。議案集の 17 ページをお願いします。議案第 1 号 北広島町営住宅等合併処理浄化槽使用料条例について説明します。本案は、町営住宅等に設置してある合併処理浄化槽の使用料を含めた管理方法が旧町ごとに異なっているため、管理方法を統一し、使用料及び徴収方法を統一するため、条例の制定について、町議会に提案するものです。21 ページをお願いします。議案第 2 号、北広島町豊平病院事業の設置等に関する条例について説明します。本案は、北広島町豊平病院事業の運営を指定管理者に委託するため、条例の制定について、町議会に提案するものです。25 ページをお願いします。議案第 3 号、北広島町豊平病院事業利用料金及び手数料に関する条例について説明します。本案は、北広島町豊平病院事業の運営を指定管理者に委託するため、条例の制定について町議会に提案するものです。以上、詳細については各担当から説明します。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 議案第 1 号、北広島町営住宅等合併処理浄化槽使用料条例について、建設課からご説明申し上げます。議案書は 17 ページから 20 ページになります。この条例は、町営住宅、特定公共賃貸住宅、町有住宅及び若者定住促進住宅の入居者におけます合併処理浄化槽の使用に関して必要な事項を定めるものでございます。総称しまして、町営住宅等と申し上げます。町営住宅等に設置してあります合併処理浄化槽の管理につきましては、これまで旧町時代の形態をそのまま受け継ぎ、住宅ごとに使用料を含めた管理方法が異なっておりました。本年 4 月から農業集落排水事業の使用料が町内統一となることにより、公共下水道とも統一され、本町の下水道関連事業については同一の使用料基準となりました。また一般の浄化槽家庭においても、補助金の交付により、下水道使用料相当額の負担となっております。住宅の浄化槽につきましても、管理方法を統一し、使用料については、第 5 条、表に示しておりますとおり、下水道使用料相当とすること、また徴収方法を統一するため、条例の制定について町議会に提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 豊平病院事務部長。

- 豊平病院事務部長（佐々木靖志） 議案第2号、北広島町豊平病院事業の設置等に関する条例について、豊平病院からご説明いたします。議案書21ページから24ページをご覧ください。これは北広島町豊平病院事業の運営を平成28年4月1日より指定管理者に委託するため、条例の制定について町議会に提案するものです。これにより、大きく変わりますのは、第10条で、病院の管理について、町長が指定するものに管理を行わせること、第11条で、指定管理者が行う業務、第12条で、管理の基準、第14条で、利用料金の収受について、指定管理者が行えるものとしております。ご審議のほどよろしく申し上げます。続きまして、議案第3号、北広島町豊平病院事業利用料金及び手数料に関する条例について。これは前号と同様に、豊平病院事業の運営を指定管理者に委託するため条例の制定をするものですが、これにより変わりますのは、第3条で、利用料金の支払いまたは納付先を指定管理者とし、第4条で、利用料金等の減免についても指定管理者が行えるように明記しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。以上3議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第14 議案第4号 北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例から
- 日程第21 議案第11号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（加計雅章） 日程第14、議案第4号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例から、日程第21、議案第11号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。以上8議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第4号から議案第11号について、一括して概要を申し上げます。29ページをお願いします。議案第4号 北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、消防団員の処遇改善のため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。31ページをお願いします。議案第5号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明します。本案は、行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の整備について町議会に提案するものです。51ページをお願いします。議案第6号、北広島町ゲートボールコート設置及び管理条例等の一部を改正する条例について説明します。本案は、山地番・耕地番の重複地番解消のため、広島法務局において、山地番に1万番が付与されたこと等に伴う行政財産の地番変更のため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。57ページをお願いします。議案第7号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、公益法人等への職員の派遣等を可能とするため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。59ページをお願いします。議案第8号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例整備を行う必要があるため、条例の一部改正について町議会に提案するもの

です。62ページをお願いします。議案第9号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例整備を行う必要があるため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。63ページをお願いします。議案第10号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、人事院勧告に伴い、北広島町職員の給与改定等を行うため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。76ページをお願いします。議案第11号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、人事院勧告に伴い、北広島町における一般職の任期付職員の給与改定を行うため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。以上、詳細については、各担当から説明いたします。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（松浦 誠） 議案集29ページ、議案第4号の北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。町では、条例に基づく消防団員に対して出動した場合の費用弁償として出動手当を支給しております。消防団員を中核とした地域防災力の充実・強化に関する法律が平成25年12月13日に施行されておりまして、その施行を受けまして、消防団員の処遇の改善を目的として出動手当の額を引き上げるものでございます。改正前と報酬額の第12条のところでございます。改正前は、報酬額について、別に定めるところでございますけれども、改正後のほうで、記載のとおり、額を記載しております。次の30ページでございます。改正前のほうで、団員の訓練の職務等に記載してありましたところを水火災、警戒訓練等という表現で別表をつけております。以上、消防団員の定数等の条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 議案第5号から議案第11号まで、総務課のほうから説明をさせていただきます。議案集の31ページをお開きください。議案第5号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。これは、行政不服審査法が全面改正をされ、施行に伴い、関係条例の整備を行うものでございます。関係いたします条例につきましては、議案集の31ページから45ページの間6条例でございます。まず、31ページ、第1条といたしまして、北広島町行政手続条例の一部改正、32ページ、第2条、北広島町情報公開条例の一部改正、33ページ、第3条でございますが、北広島町個人情報保護条例の一部改正、39ページになります。第4条、北広島町税条例の一部改正、同じく39ページの北広島町固定資産評価審査委員会条例の一部改正、45ページの第6条、北広島町手数料条例の一部改正、この6条例の整備を行うものでございます。続きまして、議案集の51ページをお願いいたします。議案第6号、北広島町ゲートボールコート設置及び管理条例等の一部を改正する条例。山地番・耕地番の重複解消に伴い、行政財産の地番の変更を行うものでございます。関係いたします条例は、議案集の51ページから56ページでございます。第1条、北広島町ゲートボールコート設置及び管理条例の一部改正、第2条、千代田歴史民俗資料館等設置及び管理条例の一部改正、52ページですが、第3条、北広島町公衆便所設置及び管理条例の一部改正、53ページでございます。第4条、北広島町し尿処理場設置及び管理条例の一部改正、第5条、北広島町火葬場設置及び管理条例の一部改正、54ページ、第6条、北広島町宿泊研修施設の設置及び管理条例の一部改正、54ページ、同じく第7条、北広島町都市公園条例の一部改正、55ページで

ございます、第8条、北広島町千代田運動公園設置及び管理条例の一部改正、56ページ、第9条、北広島町体育施設設置及び管理条例の一部改正でございます。続きまして、議案集の57ページをお願いいたします。公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例。公益法人等への職員の派遣等可能とするため、条例の一部を改正するものです。主には、58ページでございます。第2条の2が主な改正点でございます。続きまして、議案集の59ページ、議案第8号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。地方公務員法の一部が改正する法律が施行されることに伴いまして、条例の整備を行うものです。これは条ずれ等の整備、修正でございます。議案集の62ページをお願いいたします。議案第9号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。同じく地方公務員法の一部が改正する条例が施行されることに伴いまして、条例の整備を行うものでございます。条ずれ等の修正でございます。続きまして、議案集の63ページ、議案第10号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。人事院勧告に伴いまして、北広島町職員の給与改定等を行うための条例の一部を改正するものです。人事院勧告は、平均0.36%のアップとなっております。続いて、76ページをお願いいたします。議案第11号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。前条と同様に人事院勧告に伴いまして、北広島町における一般職の任期付職員の給与改定等を行うための条例の一部を改正するものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。以上8議案については、後日、審議、採決を行います。暫時休憩をいたします。11時10分より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 57分 休憩

午前 11時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第12号 過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例から

日程第32 議案第22号 北広島町豊平病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例

○議長（加計雅章） 日程第22、議案第12号、過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例から、日程第32、議案第22号、北広島町豊平病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例までを一括議題とします。

以上 11 議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第 12 号から議案第 22 号について、一括して概要を申し上げます。議案集の 78 ページをお願いします。議案第 12 号、過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、同法の有効期限が平成 32 年度末まで延長されたことに伴い、固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、町議会に提案するものです。79 ページをお願いします。議案第 13 号、北広島町児童医療費支給条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、受給資格者を満 15 歳から満 18 歳までに拡充し、題名を北広島町子ども医療費支給条例に改めるため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。86 ページをお願いします。議案第 14 号、北広島町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、職業能力開発促進法が一部改正され、条項ずれが生じたため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。88 ページをお願いします。議案第 15 号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布により、介護保険料の減免の申請書に個人番号の記入が必要になったため、町議会に提案するものです。90 ページをお願いします。議案第 16 号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について説明します。本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、介護保険法が改正され、条項ずれが生じたため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。101 ページをお願いします。議案第 17 号、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、農業委員会等に関する法律改正に伴い、条項ずれが生じたため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。102 ページをお願いします。議案第 18 号、北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、町立芸北中学校の新築移転に伴い、同中学校の位置を改める必要があるため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。103 ページをお願いします。議案第 19 号、北広島町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、芸北地域の給食調理場の新築により共同調理場の名称及び位置を定めるため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。105 ページをお願いします。議案第 20 号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気機器・器具類等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものです。117 ページをお願いします。議案第 21 号、北広島町豊平病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例を廃止する条例について説明します。本案は、北広島町豊平病院事業の運営を指定管理者に委託するため、条例の廃止について、町議会に提案するものです。118 ページをお願いします。議案第 22 号、北広島町豊平病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例について説明します。本案は、北広島町豊平病院事業の運営を指定管理者に委託するため、条例の廃止について、町議会に提案するものです。以上、

詳細については、各担当から説明します。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（畑田正法） 議案集78ページをお願いいたします。議案第12号の過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきまして、税務課からご説明申し上げます。本改正は、この条例の有効期限を本年3月31日から平成33年3月31日までに延長するものでございます。これは固定資産税の課税免除の根拠となる法律、過疎地域自立促進特別法の有効期限が5年間延長されたことに伴う改正でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） それでは、議案第13号、北広島町児童医療費支給条例の一部を改正する条例について、町民課からご説明申し上げます。議案書の79ページ、80、81ページをご覧くださいと思います。今回の改正でございますけれども、現在、医療費の助成の対象としている年齢を3歳拡充し、それとともに、条例の名前を北広島町児童医療費支給条例から、北広島町子ども医療費支給条例に改めるため、条例の一部改正について町議会に提案するものでございます。具体なところでございますと、第2条第1項の中で、満15歳を満18歳に、それと第3条で受給資格者を定めておりますが、その中で、第1項の各号で、町内に住所を有しない場合でも対象とするものを示しております。それと第3条第2項において、就学のため等で本町に住所を有した者については対象としないということを定めているものでございます。支給対象医療、給付方法等は改正前と同様でございます。なお、施行日は、平成28年8月1日としております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 続きまして、議案集86ページをお願いいたします。議案第14号、北広島町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、福祉課からご説明いたします。今回提案をしました一部改正条例は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、職業能力開発促進法が一部改正され、条項にずれが生じたため、保育の必要性の基準第3条第8項中の関係する条文の改正を行うものです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 議案第15号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例について、保健課からご説明申し上げます。議案集88ページをお開きください。この条例は、行政の手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令の公布により、介護保険料の減免の申請書に個人番号の記入が必要となったため、条例の一部改正について、町議会に提案をさせていただきます。議案集88ページの下部の住所のみであったものに住所及び個人番号を記載をしていただくこととするものでございます。続きまして、議案第16号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。90ページから99ページまでの4条例を地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険が改正されました。それに伴って、町条例の条項にずれが生じ、今回、4つの条例について改正をさ

せていただくために町議会に提案をさせていただくものです。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 議案第17号、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、農林課からご説明いたします。議案書101ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律の改正に伴い、条項にずれが生じたため、条例の一部を改正するものでございます。当該法律第29条第4項が第35条第4項に移動するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（加計雅章） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 議案集102ページをご覧ください。議案第18号、北広島町立学校設備条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。北広島町立芸北中学校の新築移転に伴い、同条例の別表の位置を北広島町川小田10075番地1から北広島町川小田10075番地90に改め、平成28年4月1日から施行するものでございます。続きまして、議案集103ページをご覧ください。議案第19号、北広島町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。北広島町立芸北中学校の隣に北広島町芸北学校給食センターが平成28年3月4日に完成をしました。それに伴い、同条例第2条の表に、名称北広島町芸北学校給食センターの位置に北広島町川小田10075番地90を追加し、平成28年4月1日から施行するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（加計雅章） 消防長。

○消防長（田辺弘司） 議案集の105ページから116ページまでをお願ひします。議案第20号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、消防本部からご説明申し上げます。本案は、火気設備などの基準を定める省令の一部改正に伴うもので、施行後10年以上が経過し、当初想定していなかった設備及び器具が流通してきたことから、それらへの対応を図るため、規定の別表を整備するものでございます。今までのグリルつきコンロは、直火による放射熱で調理する機器、いわゆる魚焼き器でしたが、最近は、直火によって加熱したプレートの伝導熱で調理する機器、グリドルつきコンロと申しますが、これらとあわせ、IH調理器などの設備と周囲の可燃物との離隔距離に関する規定を整備するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（加計雅章） 豊平病院事務部長。

○豊平病院事務部長（佐々木靖志） 議案第21号、北広島町豊平病院事業管理者の給与及び旅費等に関する条例を廃止する条例。議案第22号、北広島町豊平病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例について、豊平病院から説明いたします。両条例とも地方公営企業法全部適用である豊平病院が平成28年4月1日から指定管理となるため、全部適用でなくなり、廃止する条例を提出するものです。ご審議のほどよろしくお願ひします。議案第22号、北広島町豊平病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例。地方公営企業法全部適用であった豊平病院が全部適用でなくなるため、廃止する条例を提出するものです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。以上11議案については、後日、審議、採決を行います。

日程第 3 3 議案第 2 3 号 指定管理者の指定についてから

日程第 3 8 議案第 2 8 号 財産の無償貸与について

- 議長（加計雅章） 日程第 3 3、議案第 2 3 号、指定管理者の指定についてから、日程第 3 8、議案第 2 8 号、財産の無償貸与についてまでを一括議題とします。以上、6 議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第 2 3 号から議案第 2 8 号について、一括して概要を申し上げます。119 ページをお願いします。議案第 2 3 号、指定管理者の指定について説明します。本案は、公の施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせる目的で、指定管理者を指定するため、町議会の議決を求めるものです。121 ページをお願いします。議案第 2 4 号、行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について説明します。本案は、広島県に行政不服審査会事務の事務委託をすることに関し、同県と協議することについて、町議会の議決を求めるものです。124 ページをお願いします。議案第 2 5 号、北広島町過疎地域自立促進計画の策定について説明します。本案は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律に基づき、本町の総合的かつ計画的な対策を実施するために必要である北広島町過疎地域自立促進計画を策定するため、町議会に提案するものです。125 ページをお願いします。議案第 2 6 号、広島市と北広島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について説明します。本案は、経済面や生活面で深く結びついている広島広域都市圏協議会の取り組みを基礎とした、強固な信頼関係を背景に地域の資源を圏域全体で活用するさまざまな施策を展開することにより、圏域経済の活性化と人口増を目指すため町議会に提案するものです。134 ページをお願いします。議案第 2 7 号、町道の路線認定について説明します。本案は、豊平地域にある瀬山団地内の道路敷について登記関係が整理され、町に寄附されたので、瀬山団地中央線から瀬山団地 10 号線の 11 路線について、町道認定するため町議会の議決を求めるものです。136 ページをお願いします。議案第 2 8 号、財産の無償貸与について説明します。本案は、教育及び地域振興のため利活用することを目的とし、財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、町議会の議決を求めるものです。以上、詳細については各担当から説明いたします。
- 議長（加計雅章） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 議案第 2 3 号、指定管理者の指定につきまして、総務課からご説明をいたします。公の施設 7 施設でございますけれども、施設は、美和東文化センター、おおぐれ交流施設清流の家、芸北高原の自然館、交流室、芸北の民家、芸北ホリスティックセンター、ふれあいゾーン、芸北ホリスティックセンター、いきがいゾーン、道の駅舞Road IC 千代田、北広島町豊平病院、以上の施設でございます。ご審議をよろしく願いをいたします。続きまして、議案第 2 4 号、行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について。議案第 5 号の行政不服審査法の説明でも申し上げましたが、行政不服審査法が全面改正をされ、施行されます。このことに伴いまして、広島県に行政不服審査会事務の事務委託をすることに関して協議を行うことについて議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 議案第25号並びに第26号について企画課からご説明を申し上げます。議案集の124ページをお願いいたします。議案第25号、北広島町過疎地域自立促進計画の策定についてでございますが、現行の北広島町過疎地域自立促進計画が平成27年度で期間満了となるため、過疎地域自立促進特別措置法の平成32年度までの期間延長にあわせて、新たに平成28年度から32年度までの5カ年を計画期間とする北広島町過疎地域自立促進計画を策定するものでございます。内容としましては、基本的には、現行の計画を踏襲し、事業につきましても、北広島町総合戦略を包含したものとしております。次に、議案第26号、広島市と北広島町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてでございます。広島市から約60km圏内の23市町が広島市とそれぞれ協約を締結をし、広島広域都市圏を形成することにより、圏域経済活性化と人口増に連携して取り組んでいくというものでございまして、そのための協議を行うことについて、議会の議決を求めるものでございます。協約の内容でございますけれども、別紙をご覧ください。第1条、目的でございますが、1つ目は、圏域全体の経済成長の牽引、2つ目が高次の都市機能の集積強化、3つ目が圏域全体の生活関連機能サービスの向上のそれぞれの取り組みを協力して実施することにより、ローカル経済圏を構築し、圏域の経済を活性化をし、自律的で持続的な発展を図るというものでございます。第2条、基本方針、第3条、連携を図る取り組み及び役割分担でございますが、先ほどの第1条の3つの取り組みについて、内容及び役割を別表に掲げております。第4条、広島広域都市圏発展ビジョンでございますが、別表に係る具体的な施策については、広島広域都市圏発展ビジョンで定めることとしております。第5条、連絡会議、第6条、連携協約の変更及び廃止でございますが、連携協約の変更及び廃止については、あらかじめ議会の議決を得た上で広島市と連携市町が協議することとなっております。この協約は、平成28年4月1日から施行することとしております。以上、ご審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 議案第27号、町道の認定について、建設課からご説明申し上げます。議案集は134ページから135ページとなっております。豊平地域におきます瀬山団地内の道路敷につきましては、土地の所有者であります道路管理者から、道路部分において、町への帰属申し出がございました。その後、所有者と協議を重ねて、無償寄附であること、道路部分が登記簿上独立していること、所有権以外の権利が設定されていないなど確認ができました。その後、移転登記が完了したことにより、町道認定をするために道路法第8条第2項の規定により、瀬山団地中央線から瀬山団地10号線の11路線につきまして町道認定の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加計雅章） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 議案集136ページをお開きください。議案第28号、財産の無償貸付についてご説明させていただきます。1、財産の所在地、山県郡北広島町大元269番地1、2、土地、学校用地460㎡、3、建物、用途 給食室、4、貸し付けの相手先、山県郡北広島町川小田10075番地、芸北分校あすなろプロジェクト、会長、山根清吾、貸付期間、貸付契約締結の日から平成31年3月31日。提案理由でございますが、雄鹿原小学校が廃校となり、その校舎を芸北分校あすなろプロジェクトに無償貸付し、平成27年4月から芸北分校生の下宿遊学館として運営をされています。平成27年に芸北学校給食センターを新築し、

芸北小中学校給食調理場としてセンター化するため、雄鹿原小学校調理場を芸北分校あすなろプロジェクトへ無償貸付し、遊学館調理場として運営されます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。以上6議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 議案第29号 平成27年度北広島町一般会計補正予算（第5号）から

日程第51 議案第41号 平成27年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第2号）

- 議長（加計雅章） 日程第39、議案第29号、平成27年度北広島町一般会計補正予算第5号から、日程第51、議案第41号、平成27年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第2号までを一括議題とします。以上13議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、平成27年度補正予算の概要について一括して説明します。別冊、平成27年度補正予算書をお願いします。議案第29号、平成27年度北広島町一般会計補正予算第5号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6300万円を追加し、予算の総額を169億4000万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、国の補正予算第1号、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等に伴う自治体情報システム強靱性向上業務委託料、年金生活者支援臨時交付金支給事業費、地方創生加速化交付金事業費等の追加のほか、その他事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。繰越明許費は、第2表に、事業別に15事業を、債務負担行為補正は第3表に、追加9件及び変更7件を、また地方債補正は、第4表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第30号、平成27年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6500万円を追加し、予算の総額を25億1800万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、療養給付費基金積立金の追加など、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。また第2表に債務負担行為の追加を1件行っております。次の仕切りをお願いします。議案第31号、平成27年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ600万円を減額し、予算の総額を7億6600万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、マンホール高さ調整工事の精算など、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。地方債補正につきましては、第2表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第32号、平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ400万円を減額し、予算の総額を3億9700万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、農業集落排水管理事業費の精算のほか、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。地方債補正につきましては、第2表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第33号、平成27年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、予算の総額を28億2400万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、特定入所者介護サービス費

の追加のほか、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第34号、平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3900万円を減額し、予算の総額を3億7700万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、遠隔監視システム等設置工事費の減額など事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。地方債補正は、第2表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第35号、平成27年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ990万円を減額し、予算の総額を4810万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、基金積立金の減額のほか、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第36号、平成27年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額し、予算の総額を240万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、一般会計繰出金の減額のほか、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第37号、平成27年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ380万円を減額し、予算の総額を1億8530万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、施設管理費、医業費など事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次の仕切りをお願いします。議案第38号、平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1100万円を追加し、予算の総額を6億5000万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、施設管理事業の事業精査のほか、決算見込みによる補正を行っております。また、第2表に債務負担行為の変更を1件行っております。次の仕切りをお願いします。議案第39号、平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2340万円を減額し、予算の総額を2億6140万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、保険料等負担金の決算見込みによる補正を行っております。別冊の北広島町水道事業会計補正予算書をお願いします。議案第40号、平成27年度北広島町水道事業会計補正予算第4号です。本案は、収益的収入において既決の収入予定額に801万6000円を追加し、収入予定額を1億9431万7000円とし、収益的支出において既決の支出予定額に127万6000円を追加し、支出予定額を1億7740万5000円とし、資本的収入において既決の収入予定額から8704万2000円を減額し、収入予定額を1231万5000円とし、支出予定額から7400万円を減額し、9351万1000円とするものです。また、企業債の限度額9860万円を1180万円に改めるものです。今回、予算補正を行う主な内容は、事業収益の追加並びに営業外費用の増及び建設改良費の精算など、事業精査に伴う決算見込みによる補正を行っております。次に、別冊の北広島町豊平病院事業会計補正予算書をお願いします。議案第41号、平成27年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第2号です。本案は、収益的支出において既決の支出予定額に変更はありませんが、医業費用精査に伴う決算見込みによる所要の調整を行っております。以上、各会計の詳細につきましては、各担当から説明を行います。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） それでは初めに、議案第29号、北広島町一般会計補正予算第5号につ

きまして、財政課からご説明をいたします。事前に配付しております3枚物の資料、平成27年度3月補正予算の概要及び主要施策のほうをご覧ください。まず、見開きの左のページをご覧ください。今回の補正におきましては、編成上のポイントといたしまして、国の補正予算第1号に対応しました地方創生加速化交付金事業などの追加及び本年度事業の実績や精算に伴う予算調整などを行っており、その結果、一般会計の補正額は2億6300万円の増額補正で、補正後の予算額は169億4000万円となっております。また、下段にかけましては、一般会計、特別会計におけます当初予算からの補正の状況や、3月補正後の予算総額の当初予算に対する比率を掲載をしております。別紙、資料1は、3月補正における国の補正予算分に係る主要な施策を掲載しております。全額繰越事業として新年度において執行させていただきます。次に、別紙資料2では、地方創生加速化交付金事業の概要を記載しております。戻っていただきまして、主要施策を説明をさせていただきます。表中右端に、予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。一般会計では、町民の立場に立ち、町民と共に進めるまちづくりでは、自治体情報システム強靱性向上業務委託料1億828万円を、地域の特性を生かした地域づくりでは、地方創生加速化交付金を活用した田園空間ライフスタートアップ事業1500万円を計上し、地域と連携して、3地域にお試し住宅を整備をしております。高齢者・障がい者などに優しいまちづくりでは、年金生活者支援臨時福祉給付金支給事業を7909万円を、自立支援給付費の追加1611万円を、若者・子育て世代に魅力的なまちづくりでは、地方創生加速化交付金を活用した、キタひろしま地域プラットフォームと称して、小中一貫教育、各種学校費、ふるさと夢プロジェクト事業に1784万円、地域資源である茅を活用した八幡にございます山麓庵屋根ふきかえ事業に183万円を計上しております。その他補正増減の大きなものとして、私立保育所運営委託料1398万円、財政調整基金1億8400万円、ふるさと基金へ1619万円を積み立てることとしております。その他事業ごとに精査を行いまして、決算見込みによる補正予算を編成しております。次に、補正予算書の第2表をご覧ください。繰越明許費でございます。総務費から教育費までの事業15事業におきまして、限度額2億6462万円を平成28年度へ繰り越し、執行させていただくものです。同じく、次のページをご覧ください。第3表に債務負担行為の補正を計上しております。追加としまして、指定管理施設の機関など9件、変更としまして、指定管理に伴う限度額の変更7件でございます。次のページをご覧ください。第4表に、地方債の補正を計上しております。補正後の借り入れ限度額を総額で24億659万8000円とし、1億6710万円を減額するものです。以上で、財政課から一般会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） それでは、議案第30号、平成27年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号につきまして、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページ目をご覧くださいと思います。2款の保険給付費でございますけれども、1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費につきましては、それぞれ1300万円、1200万円増額しております。それと5目審査支払手数料につきましては、50万円の減額補正でございます。次のページをご覧くださいと思います。保険給付費の2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費でございますが、これにつきましては200万円の増額でございます。続きまして、同じく保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金でご

ございますが、84万1000円ほど増額しまして588万4000円とするものでございます。次に、7款共同事業拠出金でございますけれども、1目高額医療費共同事業拠出金でございますが、147万2000円増額しまして4976万円とするものでございます。続いて、2目保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、これは4万4000円減額し、4億7397万6000円とするものでございます。次のページをご覧くださいと思います。保健事業費でございますけれども、1款1目特定健診等事業費でございますが、これにつきましては168万5000円の減額で、1309万6000円とするものでございます。これは集団健診、個別健診のそれぞれの受診者数が見込みよりも少なかったということで減額補正を行うものでございます。続いて、9款1項1目財政調整基金積立金でございますが、これは3834万4000円ほど増額しまして、3854万4000円とするものでございます。次のページをご覧くださいと思います。11款2項1目町営診療施設勘定繰出金でございますが、14万9000円減額し、1315万9000円とするものでございます。これは特別調整交付金の交付申請に基づいて減額するものでございます。次に、歳入のほうに戻っていただきたいと思っております。歳入の事項別明細書1ページ、2ページをご覧くださいと思います。3款1項国庫負担金でございますけれども、合計で168万3000円の増額でございまして、3億523万6000円とするものでございます。3目の特定健康診査等負担金につきましては、支出のほうが少なくなっておりますので、減額という形になっております。次の国庫支出金、国庫補助金ですが、2節特別調整交付金を1116万6000円増額し、合計で1億3014万4000円とするものでございます。次に、県支出金でございますけれども、その中の県負担金でございますが、28万2000円の減額となっております。内訳としましては、特定健診等の負担金が同じく減額でございます。次に、7款1項共同事業交付金でございますが、1目高額医療費共同事業交付金は2637万3000円の増額でございます。次のページの保険財政共同安定化事業交付金につきましては、2557万1000円の減額で、合計しますと、80万2000円の増額で、計で4億9896万6000円となっております。あとは他会計繰入は48万円の増額でございます。その他繰越金が5115万1000円増額し、5115万2000円とするものでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（清水繁昭） 議案第31号、下水道事業特別会計につきまして、上下水道課からご説明いたします。補正予算書、平成27年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号。歳出補正予算事項別明細書1ページから4ページをご覧ください。まず、歳出でございます。2款1項1目職員給与費を13万円の増額、2款1項2目下水道管理費を500万円の減額、2款1項2目職員給与費を4万4000円増額、3款1項1目公債費の地方償還元金を27万8000円減額及び3款1項2目公債費の地方償還利子を51万円減額をするものでございます。2款1項2目下水道管理費の500万円の減額につきましては、工事請負費でございますが、本地地区のマンホールの高さ調整工事が不要となったため、500万円減額をするものでございます。以上、歳出補正合計、予備費38万6000円の減額を含めまして600万円減額するものでございます。また、歳入でございますが、歳入補正予算事項別明細書、こちらも1ページから4ページをご覧ください。事業精査をしまして、決算見込みによりまして、受益者分担金を100万円の増額、受益者分担金滞納繰越分を4万円の増額、受益者負担金を10

万円の増額、下水道使用料滞納繰越分を52万円の増額、公共下水道事業補助金を100万円の減額、一般会計繰入金を917万5000円の増額、雑入を46万5000円の増額、下水道事業債を710万円の減額、過疎対策事業債を920万円減額しまして、歳入補正合計600万円減額するものでございます。公共下水道事業補助金の100万円の減額、下水道事業債710万円の減額、過疎対策事業債の920万円の減額は、対象事業費の減額によるものでございます。また、雑入の46万5000円の増額は、今田地区の公共柵移設に係る県からの補償費でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。続きまして、議案第32号、農業集落排水事業特別会計につきまして、引き続き、上下水道課からご説明いたします。補正予算書、平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号。歳出補正予算事項別明細書1ページから4ページのほうをご覧ください。まず、歳出でございます。1款1項1目一般管理費、職員給与費を9万8000円の増額をするものでございます。また、2款1項1目農業集落排水新設費を30万円減額するもので、こちらは委託料の農業集落排水設計委託料を事業精査し、決算見込みにより、減額するものでございます。次に、2款1項2目農業集落排水管理費を310万円減額するものでございます。これは委託料の管路清掃委託料30万円、処理場機能診断委託料を280万円、事業精査し、決算見込みにより減額するものでございます。次に、3款1項1目公債費の地方債償還元金を1万3000円減額及び3款1項2目公債費の地方債償還利子を5万4000円の減額をお願いするものでございます。以上、歳出補正合計予備費63万1000円の減額を含めまして、400万円の減額をお願いするものでございます。また、歳入でございますが、歳入補正予算事項別明細書、こちら1ページから4ページとなります。事業精査いたしまして、受益者分担金を27万4000円の増額、農業集落排水使用料滞納繰越分を20万4000円の増額、農業集落排水事業補助金を98万2000円の減額、一般会計繰入金を814万7000円の増額、雑入を194万3000円の減額、農業集落排水事業債を970万円減額しまして、歳入補正合計400万円減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 議案第33号、平成27年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号について、保健課のほうからご説明申し上げます。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の1、2ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の委託料を8万円減額をさせていただきます。これは介護保険改正に伴う介護保険システム改修委託料が当初見積もっていましたが委託料よりも少なかったためでございます。次の1款3項1目介護認定審査会費を103万円及び2目認定調査費等につきまして117万円、それぞれ減額をさせていただきます。これは当初予定しておりました認定件数が今年度につきまして少なく、特に新規の認定者が少なくなっているためではないかというふうに思っております。次に、3、4ページをお開きください。2款1項介護サービス諸費ですが、3目地域密着型介護サービス給付費5万円増額をいたします。これは主に小規模多機能型サービス利用者によるものでございます。次の2款2項1目高額介護サービス費ですが、85万円増額をさせていただきます。これは1人当たりの平均介護度がだんだん重くなってきており、1人当たりのサービス利用単価が伸びてきているためではないかと思っております。次の5、6ページをお開きください。3款3項1目特定入所者介護サービス費680万円増額をさせていただきます。これは特定入所者介護サービス費は、特別養護老人ホーム等へ入所した際の食事、部屋代等の減免措置による費用でございますけれど

も、昨年3月に増床しました影響で、680万円の増額となっております。次に、4款地域支援事業費のうち1項介護予防事業費の1目二次予防事業を64万円減額をし、2目一次予防事業費を51万円、いずれも事業の精算で減額させていただきます。2項1目介護予防ケアマネジメント事業費では60万円を、6目任意事業の地域自立支援事業では74万4000円減額をさせていただきます。介護予防ケアマネジメント事業では、賃金職員の勤務日数が予定より少なかったため、また、地域自立生活支援事業費につきましては、生活管理事業や成年後見制度利用支援事業の利用の見込みがないため減額をさせていただきます。次に、歳入について、歳入の事項別明細書の1、2ページをお開きください。1款の介護保険料につきましては、地域支援事業分の保険料、事業費の減額に伴い、53万4000円減額をいたします。3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は、本年度の介護給付費が全体がふえたため、国からの支出金を134万2000円増額をさせていただきます。3款国庫支出金、2項2目の地域支援事業費は、事業の精算により、国の支出金も78万3000円減額をいたします。同様の理由により、次の4款1項1目介護給付費交付金は、支払基金からの交付金を213万5000円増額し、2目地域支援交付金は32万1000円減額をさせていただきます。次に、3、4ページをお開きください。また、5款の県の補助金も同様の理由により、1目介護給付費負担金を113万6000円増額し、2項1目地域支援事業交付金を39万2000円減額をさせていただきます。次の7款1項1目介護給付費繰入金は、同様の理由により95万3000円増額をさせていただきます。次の一般会計事務費繰入金は、介護認定審査会費事業費や認定調査事業費等の減額により、228万円減額をさせていただきます。地域支援事業繰入金は、事業費の減額により39万円減額をさせていただきます。次の5、6ページをお開きください。最後に、介護保険給付費準備基金繰入金でございます。介護給付費の増額により、準備基金繰入金として160万円増額をさせていただきます。以上、介護保険特別会計の補正についてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（清水繁昭） 議案第34号、簡易水道事業特別会計につきまして、上下水道課からご説明いたします。補正予算書、平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算第3号。歳出補正予算事項別明細書1ページから4ページをご覧ください。歳出、1款1項1目一般管理費を12万8000円増額をするものです。これは一般管理費を事業精査し、決算見込みにより、給料を1万6000円、職員手当を11万2000円の増額をするものでございます。次に、2款1項1目簡易水道新設費を3800万円減額するものでございます。これは工事請負費の遠隔監視システム等設備工事を減額するものでございます。次に、2款1項2目簡易水道管理費を78万円減額するものでございます。これは委託料の簡易水道総合管理業務委託料を事業精査しまして、決算見込みにより減額するものでございます。次に、3款1項1目公債費の地方債償還元金を3万6000円減額及び3款1項2目公債費の地方債償還利子を11万9000円の減額をするものでございます。以上、歳出補正合計、予備費19万3000円の減額を含めまして、3900万円の減額をするものでございます。また、歳入でございます。歳入補正予算事項別明細書1ページから4ページをご覧ください。事業精査をいたしまして、決算見込みによります水道使用料滞納繰越分を7万9000円の増額、手数料7000円の増額、簡易水道事業費補助金を915万5000円減額、一般会計繰入金を331万1000円の増額、雑入を84万2000円の減額、こちらは、聖湖リゾートにかかわる変更認可の

委託料の歳出部分が減りましたため、それが歳入として入ってくる予定でございましたので、歳出に合わせ、歳入も減額されたものでございます。それと簡易水道事業債を3240万円減額をします。こちらは簡易水道事業債等は、先ほどの遠隔監視システムの事業費等対象事業費が減額となったためのものでございます。歳入合計が歳出同様3900万円の減額をお願いするものでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 議案第35号、平成27年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号について、農林課からご説明いたします。歳出の事項別明細書1、2ページをご覧ください。4款1項1目電気事業基金費積立金を958万9000円減額し、1万9000円とするものです。これは本年度、例年と比較して降雨量が少なく、発電量が伸びず、電気使用料の歳入が目標額に届かない見込みとなり、基金積立金に充当できなくなったため減額するものでございます。続いて、歳入の1、2ページをご覧ください。1款1項1目電気使用料を991万5000円減額し、3108万円とするものです。これは先ほど歳出で説明させていただいた理由により減額するものでございます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 続きまして、議案第36号、平成27年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第2号につきまして、財政課からご説明申し上げます。事項別明細書の歳出をお開きください。総務管理費につきましては、管理費の精算及び公債費の一時借入金利子及び芸北中学校備品購入のための一般会計繰出金につきまして、決算見込みに基づいた減額及び基金への積立金の増額をするものです。歳入のページに戻っていただきまして、事項別明細書の1ページ、2ページをお開きください。本年度は、財産売払収入がございました。歳出の減額に伴い、基金繰入金、繰越金の調整などを行いまして、歳出同様に、総額で30万円の減額をお願いするものです。以上、ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 議案第37号、平成27年度北広島町診療所特別会計の補正予算第3号について説明をさせていただきます。歳出事項別明細書の1、2ページをお開きください。1款総務費、1項1目一般管理費では、賃金等件費の精算により、62万5000円減額をさせていただきます。それから2目訪問看護事業費につきましては、公用車のリース料が予定価格より減額をされたためなどの理由により、23万5000円減額をさせていただきます。3目の歯科保健センター芸北管理費では、予定しておりました賃金職員等が少なかった等の理由で、35万円減額をさせていただきます。次に、3、4ページをお開きください。2款医業費、1目医療用機械器具費では、雄鹿原診療所で胃カメラを購入いたしました。予定価格より低かったため、113万円、また八幡診療所では、携帯用のエコーを購入しましたが、その予定価格が低かったため、14万1000円減額をさせていただきます。その他は、事業の精算でございます。次に、歳入の事項別明細書1、2ページをご覧ください。事業を精算し、減額をさせていただいておりますけれども、1款1項5目の後期高齢者医療診療費報酬収入が604万1000円減額をさせていただいております。これは当初見込みをしておりました後期高齢者の医療費の報酬収入が見込みより少なかったため、減額をさせていただいております。また、1款2項2目介護保険事業収入、雄鹿原診療所の373万4000円減額をさせていただいておりますけれども、これは訪問看護事業の訪問件数が見込みより少なかったため減額を

させていただきます。次に、3、4ページをお開きください。事業収入が少なかったことに伴いまして、3款繰入金、他会計繰入金、1目の一般会計繰入金を雄鹿原診療所の1135万2000円増額をさせていただきます。そのほかは事業の精算でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 議案第38号、平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号について説明をさせていただきます。まず、第1表歳入歳出補正予算でございますが、補正前の額につきましては5億9400万円、補正額1100万円、合計6億500万円となっております。歳入歳出ともに同額となっております。第2表でございますが、債務負担行為の補正でございます。変更後は5億1303万5000円といたします。続きまして、事項別明細、まず、歳入でございますけれども、歳入の1ページからご覧ください。1款1項上下水道遠隔監視システムの引き込み工事ほか137万円の増額となっております。2款1項使用料でございますが、きたひろネット利用料42万1000円の増額となっております。3款1項一般会計繰入金でございますが、884万2000円、3款2項基金繰入金でございます。1560万5000円の減額となっております。4款1項繰越金ですが、1454万8000円の増額となっております。3ページをご覧ください。5款2項諸収入、雑入でございますが、142万4000円、主には県工事等の移転補償費となっております。続きまして、事項別明細書の歳出でございますが、まず、1ページ、2款1項施設管理費、情報化施設管理事業1160万8000円の増額となっております。主なものといたしましては、指定管理料3460万1000円の増額となっております。支障移転工事費新規引き込み工事の増加に伴うものがございます。また、工事請負費といたしまして、上下水道遠隔監視回線引き込み工事120万5000円の減額となっております。同じく3款1項の公債費でございますが、地方債の償還元金、利息ともに減額となっております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） それでは、議案第39号、平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号につきまして、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページ目をご覧くださいと思います。2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、2330万9000円の減額でございます。内訳としまして、保険基盤安定負担金のほうが274万円、保険料が2056万9000円の減となっております。前に返っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページ目をご覧くださいと思います。保険料でございますけれども、1目の特別徴収の保険料が1913万6000円、2目の普通徴収保険料が143万3000円の減額で、計2056万9000円の減額補正でございます。次に、3款1項一般会計繰入金でございますが、1目事務費繰入金を9万1000円、2目保険基盤安定繰入金を274万円の減額でございます。後期高齢者医療に関しましては、後期高齢者医療広域連合のほうは歳出等につきましても試算をして、それを各市町に提供するという形になっておりますので、今回の数値につきましても、広域連合からの通知に基づいて増額、減額の補正をしているところでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（清水繁昭） 議案第40号、北広島町水道事業会計について、上下水道課からご

説明いたします。別冊の平成27年度北広島町水道事業会計補正予算第4号。平成27年度北広島町水道事業会計補正予算説明書8、9ページをご覧ください。収益的収入及び支出、収入、事業収益、営業収益、給水収益の水道料金を500万円の増額、その他の営業収益手数料を15万4000円の増額、営業外収益の分担金を564万1000円の増額及び当初は還付を予定しておりました消費税及び地方消費税還付金が事業費が減額となったため、還付が見込めなくなりましたので、277万9000円減額するものでございます。以上、収益的収入補正合計が801万6000円増額するものでございます。また、収益的収入及び支出の支出、事業費用、営業費用の原水及び浄水費を事業精査しまして90万円減額するものでございます。これは動力費を50万円、薬品費を40万円減額するものでございます。次に、総係費を事業精査いたしまして、決算見込みにより43万6000円減額するものでございます。こちらは、旅費等不要となったものを減額したものでございます。次に、減価償却費を事業精査し、決算見込みによりまして、11万8000円減額するものでございます。これは有形固定資産減価償却費の減額でございます。次に、営業外費用の消費税及び地方消費税を273万円増額するものでございます。こちらは当初歳入を見込んでおりましたが、事業費の減額のため支出が発生したものでございます。以上、収益的支出補正合計127万6000円増額するものでございます。続きまして、資本的収入でございます。資本的収入、企業債を8680万円減額、他会計補助金を24万2000円減額するものでございます。まず、企業債の減額でございますが、こちらは建設改良費で予定しておりました浄水場等の実施設計が年度内には実施できないため次年度で執行することとしましたため、委託料が6500万円減額となったためと、建設改良費の工事事業費を事業精査し、決算見込みによりまして、900万円減額になったことによります事業費の減額によるものでございます。また、他会計負担金の減額でございますが、こちらは川井地区の、今、県道改良工事を行っております。その配水管の移設工事に対する県からの補償金が工事費の減額によりまして、24万2000円の減額となったものでございます。以上、資本的収入、補正合計8704万2000円を減額するものでございます。続きまして、資本的支出でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、建設改良費、水道施設新設改良費の委託料、工事請負費を事業精査し、決算見込みによりまして、それぞれ6500万円、900万円減額するものでございます。以上、資本的支出補正合計7400万円減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 豊平病院事務部長。

○豊平病院事務部長（佐々木靖志） 議案第41号、平成27年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第2号について、豊平病院からご説明申し上げます。別冊、補正予算書の2ページをご覧ください。支出につきまして、決算見込みにより、1款1項1目給与費を580万円の減、2目材料費を380万円の増、経費200万円の増、これにより、給与費合計を4億4406万円、材料費合計を9791万7000円、経費合計を1億2606万3000円とするものでございます。この予算増額の内容ですが、平成27年12月議会の段階で予定しておりました病棟閉鎖をしなかったことに伴う薬品、診療材料等の購入費の増加、また、無床診療所化に伴い、必要なくなるという予定していた機器の保守点検委託料の増加によるものを増額補正するものでございます。続いて、補正予算書9ページをご覧ください。平成28年度以降において、民間医療法人の指定管理により病院事業運営を予定しておりますので、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。以上13議案については、後日、審議、採決を行います。暫時休憩を行います。1時45分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 41分 休憩

午後 1時 45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第52 施政方針

○議長（加計雅章） 日程第52、平成28年度北広島町予算の提出にあたり、町長の施政方針の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 本日ここに、平成28年度当初予算予算案並びに諸議案の提出にあたり、町政運営に対する私の基本的方針と施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと思います。本年は、私が北広島町長に就任させていただいてから、早くも3年がたち、1期目の最終年を迎えようとしております。就任以来、皆様のご支援、ご協力をいただきながら、明るく元気なまちづくり実現に向け、諸事業を着実に推進することができたことに心から感謝申し上げます。この間、国が元気であり続けるためには、地方が元気であることが必要であるという地方創生の理念に基づく取り組みが推進される中、折しも日本創成会議が提示した人口予測が半数近い市町村の消滅を警告するなど、大きな波紋を巻き起こしました。本町におきましても、直面している人口減少、少子高齢化等の緊急課題に対して危機感を持って取り組んでいかなければならないと痛感しております。こうした状況に立ち向かうためには、国と地方が総力を挙げて取り組むことが必要であり、昨年10月には、北広島町人口ビジョン及び北広島町総合戦略を策定し、地方創生の本格始動を始めたところであります。これまでの町政全般に対するご意見を真摯に受けとめ、本町の豊かな自然環境や多くの誇りある歴史・文化などさまざまな地域資源を活かすこと、一人一人が持つ個性や多様性を尊重し、実現したいことがかなえられるまちづくりを基本的な考え方に据え、住民が地域づくりに積極的にかかわり、協働によるまちづくりを進めることにより、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを推進し、総合戦略が描く4つの基本目標を今後の施策の柱として位置づけ、その実現のための施策展開を図ることにより、北広島町の価値をしっかりと次の世代につなげるよう、魅力にあふれ、輝くまちづくりに全力を尽くしてまいります。我が国の経済は、安倍内閣による経済政策アベノミクスの推進により、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、景気の緩やかな回復基調が続いておりますが、地域間でばらつきがあり、地方

や個人における景気回復の実感までには至っていない状況にあります。そのため国においては、元気で豊かな地方の創生に向けて、地域経済好循環推進プロジェクトなどのローカル・アベノミクスの取り組みをさらに加速化することとされております。こうした中、政府は、一億総活躍社会の実現に向けて、緊急に実施すべき対策及びT P P関連政策大綱の実現に向け、平成27年度補正予算第1号を編成し、平成28年度当初予算と合わせた切れ目ない対策とし、経済、子育て支援、社会保障の第三本の矢の政策に重点的に取り組むとともに、地方創生の本格展開などを柱とする政策を打ち出し、経済再生と財政健全化の両立する予算を基本に、昨年を上回る予算として、現在今国会で提案、審議されております。平成28年度の国の地方財政対策によりますと、地方創生等の重要課題に取り組みつつ、地方が安定的な財政運営が行われるよう、一般財源総額について前年度を上回る額を確保するとしながらも、地方交付税は、地方税の増収などにより減額が見込まれております。地方財政対策の主なものとして、普通交付税においては、地方の重点課題である高齢者の生活支援などの地域の暮らしを支える仕組みづくり、自治体情報システム構造改革推進及び森林吸収源対策等の推進に取り組む経費の創設、まち・ひと・しごと創生事業費について、引き続き1兆円が、また公共施設の老朽化対策の経費について充実が図られています。さらに消費税、地方消費税の引き上げによる増収分を活用した社会保障の充実として、子ども・子育て支援新制度における支援の量的拡充及び質の改善や地域医療介護総合確保基金活用による地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業の充実など、地方負担額について財政措置を講じるとされております。引き続き、広島県・市町村会等を通じて、安定的かつ持続的な地方行財政の運営が確保できるよう、国に強く求めてまいります。これまで、県においては人口減少、少子高齢化を初めとする厳しい社会状況に対応し、ひろしま未来チャレンジビジョンを策定し、人づくり、新たな経済成長、安心な暮らしづくり、豊かな地域づくりの4つの施策分野を関連させ、相乗効果をもたらしながら好循環するよう施策展開が図られ、その成果や変化があらわれてきています。今後も人口減少が加速的に進むことが懸念されることから、昨年改定されたチャレンジビジョンに基づき、新年度予算では、人口減少問題を克服し、成長力を確保する地方創生を通じて、仕事や暮らしの希望を諦めず、一歩先へ踏み出し、積み上げてきた成果をより追求できるよう、防災減災対策、地方創生、平和構築、国際交流を柱に据え、仕事も暮らしも充実させる欲張りなライフスタイルを目指すとしています。特に、地方創生の分野では、自然環境が育む多様な農林水産資源、豊富な観光資源を生かした産業振興や雇用創出、交流人口の拡大による新たな経済成長、少子化対策や働き方改革による女性の活躍促進、東京圏等から広島への定住促進や社会で活躍する人材の育成による人づくり、県民みずからの社会を支える意思と活力を生かした医療介護などの体制整備や環境保全による安心な暮らしづくり、また地域資源の価値や機能性の向上、情報発信、市町と連携した地域活性化による中山間地域の地域力強化に向けた豊かな地域づくりを4つの柱に掲げ、施策を展開するとしています。今後とも広島県との連携を密に図ることにより、地域活性化の取り組みを初め観光振興、担い手が生活設計を描ける農林水産業の確立など、地方創生に向けた取り組みを効果的に推進してまいります。次に、本町の現状です。昨年は、合併10周年という節目の年であり、また、地方創生元年とも重なり、本町の次の10年に向けて新たなスタートを切りました。全国的にも人口減少や高齢化が急進し、社会構造が大きく変化することが見込まれており、本町においても昨年実施した国勢調査の速報値では、人口が1万8915人で、前回平成22年の調査、1万9969人に対して1054人、率で5.3%の減少となっております。

ります。北広島町の創生と飛躍に向け、地域を維持・発展させていくためには、現実と未来を十分に見詰め直し、町民の皆様と方向性を共有しながら、課題に対して一つ一つ丁寧に対応していくことが大切であると考えております。さて、平成27年度の集落対策においては、これまでの集落支援員に加え、新たに地域づくりコーディネーターや緑のふるさと協力隊員を配置し、地域に密着したきめ細かな施策展開を図ってきたところであり、引き続き、地域の特性に則した課題解決を進めてまいります。学校教育においては、総合戦略の取り組みの一環として、北広島ふるさと夢プロジェクトと称し、子供たちが地域とのかかわりを持ちながら行う体験活動により、地域に愛着を持ち、将来にわたり、北広島町に住みたいという思いや仲間意識の醸成を図る取り組みを進めております。また、念願であった県営千代田工業流通団地への企業進出が昨年春に決定し、雇用創出を初めとして、今後の経済効果に期待するところであります。一方で、本町の基幹産業である農業におきましては、農業の担い手不足や高齢化など厳しい環境の中で、新規就農対策を初めとする農業振興施策の展開や将来を見据えた本町農業の持続的発展と地域活性化に向けた機運醸成を図るため、農業振興大会を開催したところであります。加えて、T P P 関連の課題に対しては、農産物の価格や農業所得への影響が懸念されることから、今後ともその動向に注視し、速やかな対応をしなければなりません。合併以降、継続した財政健全化の取り組みにより町債残高を縮減し、懸案であった実質公債費比率も平成26年度決算では16.7%まで改善しておりますが、一方で、昨年9月に取りまとめた財政推計では、税収の微増、地方消費税交付金や普通交付税における支所経費の増は見込めるものの、合併特例加算の減少による影響は大きく、歳入、一般財源は年々減少傾向と見込んでおり、今後においても厳しい財政運営が続くことが想定されます。したがって、限られた財源の中で、北広島町総合戦略に基づく施策展開を初め新町建設計画に基づく残事業などの政策課題に、より一層計画的に取り組みなければなりません。このため、引き続き第2次行政改革大綱を踏襲し、平成29年3月に策定予定である第3次行政改革大綱に基づき、人件費の削減を初めとする内部管理経費の削減や普通建設事業の平準化を図るとともに、町税収入等の自主財源の確保に努め、体力に見合った財政基盤づくりと簡素で効率的な行財政運営の実現に向けて、全町一丸となり取り組んでまいります。こうした財政状況を踏まえ、平成28年度の財政運営は、前例踏襲という固定概念から脱却し、中長期的な視点を持ちながら、創意工夫による事業の選択と集中の徹底、将来的な影響を考慮しながら、財政調整基金など基金の繰り入れについて調整を行うとともに、最小経費による最大効果の実現を目標としたところです。具体的には平成28年度当初予算編成に当たり、引き続き新規重点事業を除く経常経費分について、各課一般財源のシーリングを行うとともに、事業効果や優先順位を念頭に重点施策について積極的に予算を配分しました。特に本年度は、若者を中心とした定住対策、子育て支援及び集落機能の維持、健康対策事業、就業促進、観光交流促進、ふるさと夢プロジェクト事業などを重点課題とし、最大限の予算措置を講じたところであります。さらに、国の補正予算に掲げられた1億総活躍社会の実現に向けて、緊急に実施すべき対策の緊急対応として、町の実情に合わせ、地方創生加速化交付金を初めとする必要な予算を本町の平成27年度3月補正予算に計上するとともに、平成28年度当初予算と合わせた一体的で切れ目ない13カ月予算として位置づけ、町長就任4年目にあたり、開かれた行政と民間経営手法の導入、地域の特性を生かす支所を拠点としたまちづくり、地域資源を活用した住みやすいまちづくりの3つの改革の実現に向けて、次の6つの施策テーマごとに掲げた平成28年度の主要施策を効果的かつ強力に実行してまいります。施

策テーマの1つ目は、町民の立場に立ち、町民と共に進めるまちづくりです。まちづくり対策として、平成28年度末で期限となる長期総合計画について、昨年10月末に策定を終えた北広島町総合戦略を包含して、平成29年度から平成38年度までを計画期間とする第2次北広島町長期総合計画を策定します。これは本町の将来のあるべき姿を展望し、まちづくりの将来目標と方向を定めるもので、その実現に向けた計画的な施策を推進するための大切な計画であり、その策定にあたっては、まちづくり委員会を中心に、町民の皆様から広くご意見をお聞きし、計画に反映させてまいります。また、全国的な課題となっております公共施設の老朽化対策の基本方針として、今後の建設及び維持管理のあり方について、公共施設等総合管理計画として定め、施設の特性や町民ニーズを踏まえながら、中長期的な個別の計画を順次策定してまいります。本年度は、参議院議員通常選挙、任期満了に伴う町長・町議会議員選挙が予定されており、選挙年齢が18歳以上に引き下げられて行われる初めての選挙の着実な執行に努めてまいります。地域防災対策として、複雑多様化する災害に対応するため、自主防災組織の重要性から、その活動を推進する人材である地域防災リーダーの養成による地域防災力の向上や自主防災組織の町内全域で100%の早期組織化を目標に、災害に強いまちづくりを推進してまいります。施策テーマの2つ目は、地域の特性を生かした地域づくりです。地域づくり振興対策として、これまで集落支援員の配置や地域づくりコーディネーター、緑のふるさと協力隊員の受け入れによる集落の活性化を図っておりますが、さらに今年度は新たに地域おこし協力隊員を採用し、地域活性化への環境整備の強化を図ってまいります。また、支所管内の地域活動及び地域拠点施設の維持管理に対する支援である支所地域活動支援事業を迅速に支所長権限で行うことができるよう、引き続き予算措置を行います。また、地方創生加速化交付金を活用した田園空間ライフスタートアップ事業では、新たに3地域において、お試し住宅を整備し、地域と連携しながら、本町の暮らしの体験的移住環境の提供による定住促進を図ってまいります。高齢化等により、環境保全維持が困難になりつつある町道や普通河川敷の草刈りについて、地域協議会への補助金を拡充することで、協働のまちづくりを推進します。支所提案型事業としては、芸北地域では、せどやま再生事業と連携しながら、まき活事業のさらなる推進、周辺拠点施設と連携した芸北デザイン会議事業の計画策定、大朝地域にあっては、田原温泉・テングシデを中心とした地域の活性化対策、また、豊平地域では、豊平どんぐり村を中心とした活性化を目指してまいります。スポーツ振興対策では、スポーツ大会の開催など、スポーツ振興を通じた交流拡大を図るための計画策定を行います。安全・安心なまちづくり対策として、消防本部には高規格救急自動車、豊平出張所に消防ポンプ積載車、また消防団には2台の消防ポンプ積載車の更新及び団員の出勤手当の増額により、処遇を改善し、一層の防災・安全対策を推進します。社会資本整備対策では、引き続き農業基盤整備、林道整備、小規模崩壊地復旧事業、道路新設改良などの財源確保を踏まえて計画的に進めるとともに、町道初め橋梁など適正な維持補修に努めてまいります。また、水道事業、簡易水道事業にあっては、このたびのような断水事故が二度と起きないように、早急な対応策を講じるとともに、平成28年度は、これまで取り組んできました遠隔監視システムの整備及び江の川からの取水施設整備に伴う実施設計を行い、施設整備の早期実施に向け、取り組んでまいります。下水道事業では、長寿命化のための浄化センターの改修や汚泥脱水車更新のための実施設計を行い、施設の計画的かつ効率的な管理に努めます。国土調査推進対策として、有効な土地利用を促進するため、国土調査法に基づき、引き続き、計画的に事業を推進してまいります。施策テーマの3つ目は、産業・経済の活

性化です。1月末の寒波に伴い、町内全地域にわたり、積雪により農業用施設が被災しましたが、農業用施設等復旧支援事業補助金を拡充し、早期の復旧を目指します。農林業振興対策として、農業分野では、第2期北広島町農業振興計画が策定から5年を経過することを踏まえ、長期総合計画策定にあわせ、見直しを行います。豊富な地域資源である農産物を活用した特色ある地域農業の展開を目的に、新たな農業へのチャレンジ事業、農産物供給力強化事業や土地利用型農家の振興を図るための地域戦略作物収穫支援事業を継続させ、地域農業活性化支援事業の見直しや、新たに振興作物の産地強化・活性化を目的に、園芸振興作物・重点品目産地強化支援事業を創設するなど、よりきめ細かな支援を行ってまいります。さらに、次世代の担い手の確保・育成を図りながら、農地の利用集積を進め、生産性の向上、経営の安定化を図る観点から、新規就農総合対策事業や集落営農組織設立支援事業を実施し、地域一体となった取り組みを推進します。さらに学校給食地産地消促進を目的に先進地視察などを行い、生産者組織の設立に向けて取り組みます。また、畜産業においては、生産性の向上に努めるとともに、林業分野では、広島の森づくり交付金を活用した里山林の整備や公共施設における県産材利用の促進、間伐材搬出のための路網整備を図るため、次世代林業基盤づくり交付金などを活用した事業を実施します。本町にとって貴重な財産の一つである町有林について、現地調査を継続しながら、長期的な視野に立った活用計画の策定に向けた取り組みを行います。商工業振興対策としては、従来の商工会補助金に加え、企業支援や既存事業者の持続的な発展を目指すビジネス創造支援補助金や資格取得のためのがんばる企業応援補助金の継続、さらに小規模事業者に対する経営改善制度利子補給制度の新設を行い、中小事業者の支援にもしっかりと取り組んでまいります。地元企業活性化対策として、北広島町産業フェアを引き続き開催し、企業の高い技術力や製品等について、高校生を初めとして町民に広く周知し、就業意識の形成や企業間のビジネスマッチングの拡大を図ります。加えて、企業支援員を配置し、企業の抱えるニーズや拡大などの把握に努め、支援策の検討や学生と雇用におけるマッチングを促進してまいります。次に、施策テーマ4つ目は、高齢者などに優しいまちづくりです。健康増進対策として、住みなれた地域で生き生きと暮らすことができるよう、健康寿命の向上と、元気な地域づくりを目指す元気づくり推進事業については、拠点の拡充や元気リーダーの育成を行い、地域包括ケアシステムの体制整備とあわせ継続展開をすることにより、地域の活性化や医療費の削減を図ってまいります。また、新たに国民健康保険特定健診個人負担金の無料化や人間ドック検診について、後期高齢者の方まで対象年齢の引き上げを行い、病気の早期発見、早期治療を目指します。介護予防、日常生活支援対策では、要介護状態などになることを予防し、また、その状態になっても、住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、生きがいや自己実現のための取り組みを強化してまいります。認知症総合対策として、本人の意思が尊重され、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、認知症の理解を深めるための普及啓発の推進や個別支援を行う認知症初期集中支援チームを配置し、早期の診断、対応に向けた支援体制の構築を図ります。医療体制確保として、昨年度創設しました医師・看護師育成奨学金貸付制度を広く周知し、将来に向け、医療体制の確保と育成に向けた取り組みを進めます。また、豊平病院について、地域医療体制確保のため継続して医師確保の取り組みを進めるとともに、あわせて経営形態変更について検討してまいりました。その結果、平成28年4月から民間の医療法人に指定管理をお願いし、公設民営の病院として再出発することといたしました。住民の皆様が地域で安心して暮らせるよう、これまで以上に医療の充実に努力してまいります。

生活支援対策では、国の交付金を活用し、賃金引き上げの恩恵が及びにくい高齢者を対象に臨時福祉給付金を支給してまいります。生活交通体系の構築では、通学・通院など住民にとって必要不可欠な生活交通路線の運行を確保するとともに、地域の実情に応じた効率的で持続可能な公共交通の維持に努め、北広島町地域公共交通会議での課題整理や地域公共交通網形成計画策定を受け、具体的な実施計画を検討してまいります。次に、施策テーマ5つ目は、若者・子育て世代に魅力的なまちづくりです。結婚、妊娠、出産、子育ての一貫した切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育て、健やかに成長できるよう、環境づくりの充実に取り組みます。若者・子育て世代魅力づくり対策として、本年度も最重点課題として、さまざまな取り組みを戦略的に展開いたします。暮らしアドバイザーの継続、住宅建築補助金の増額、Uターン者奨励金、Uターン者住宅整備促進補助金の交付等、多様な制度について普及啓発に努め、総合的な定住促進に取り組んでまいります。さらに、ニーズの高い空き家を活用した定住対策強化のため、空き家情報バンク登録物件家財処分費、軽度な増改築に対する補助金、空き家活用に取り組む地域に対する連携型補助金を継続します。少子化対策として、北広島町産業フェアと連携し、町内外の子育て世代に対して、欲しい情報を発信する機会とするため、ファミリーフェスタの継続開催や町が実施する婚活イベントの開催、民間団体が実施する婚活支援活動補助等を創設し、積極的に施策展開を行います。さらに、次世代育成の観点から、中学生に子育ての喜びや命の大切さを学ぶ命の授業の開催、若い世代の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の全額助成の拡充、妊産婦追加健診や歯科検診費の助成、小児インフルエンザ予防接種費用の助成、また、町が実施します1歳6カ月までの乳幼児健診時子育て世代への家庭ごみ袋無料配布事業の継続、さらに乳幼児健診時の絵本配布により、住みやすく、魅力的なまちづくりを推進します。町内保育所においては、運動体験や心を育む芸術体験など、交流活動を開催してまいります。また、これまで中学生まで医療費の負担軽減を行ってきましたが、高校生まで拡充した上で、新年度早期を目標に周知を図りながら、実施をしてまいります。学校教育施設分野では、八重小学校トイレ改修工事の実施、千代田中学校屋内運動場大規模改修に伴う実施設計に着手し、教育環境の充実を図ります。さらに、国の地方創生加速化交付金を活用して、きたひろしま地域プラットフォームプランと称し、定住対策の一環として、小中学校間連携教育の推進・支援を継続するとともに、昨年度立ち上げた北広島ふるさと夢プロジェクトをより深化させ、小学校事業は継続、新たに中学校事業を始動し、体験活動を通じた仲間意識の醸成や地域と一体となった取り組みを進めてまいります。また、地元高等学校へのクラブ活動振興を初め各校の実情に応じた学力、魅力向上のための支援や、芸北中学校生徒を中心に行っている地域資源の芽を有効活用して、八幡の山麓庵屋根の茅のふきかえを実施します。次に、施策テーマ6つ目は、郷土芸能・文化財・自然などを生かした環境の戦略化です。観光振興対策として、第1期北広島町観光まちづくり計画が平成28年度で満了することに伴い、計画策定委員会を立ち上げ、長期総合計画に基づいて具体的施策の策定に向けた取り組みを進めます。北広島観光プロモーション事業の積極的な展開により、さらなる交流人口の拡大による地域活性化を図ります。体験型観光推進施策では、引き続き、農山村体験推進事業など、自然や文化を通じた交流の拡大を図り、民泊の受け入れにより、地域の活性化に取り組みます。あわせて、町内スキー場誘客への取り組みや、本町の史跡を他市町と連携しながら、周遊ルート化による活性化、広域的なドライブ、ツーリング促進に向けた取り組みなど、交流人口の増加につなげてまいります。また、観光資源の一つである雲月山の遊歩道や案内標識改修をふるさと寄附金

の活用により実施してまいります。伝統文化保存対策として、ユネスコ無形文化遺産登録記念事業として、3カ年計画で実施をしてきました壬生の花田植現況調査報告書の作成、5カ年事業で実施しております重要有形文化財の芸北樽床民家保存修復工事の実施、昨年度から実施している中世城館跡への案内板の設置や歴史館を拠点とした企画展などの開催による遺跡を生かしたまちづくりを推進します。芸術文化振興対策では、鬘光記念児童生徒自画像展が平成28年度で10回目の節目となりますので、内容を充実して開催します。また、宝くじ文化講演会として演芸鑑賞会を予定しております。芸術文化の振興による一層の地域力向上を目指してまいります。以上、平成28年度の町政運営に対する基本的な考え方と主要な施策について、その概要を説明申し上げました。学校教育施設の耐震化や消防デジタル無線整備など、大規模事業に一定のめどが立ちましたので、一般会計の予算規模は147億2000万円となり、前年度当初予算比較10億5000万円、率で6.7%の減額となりました。一般会計に特別会計10事業を合わせた総額では225億2650万円となり、全体予算規模は、前年度当初比4.6%減となったところであります。また、水道事業、豊平病院の2事業会計の収益的支出の総額は5億4396万5000円であります。最後に、平成28年度は、北広島町がより一層飛躍できるよう、地方創生の風をしっかりと捉え、健全な財政運営を基調としながら、新たな魅力や価値を創造し、町民の皆さんが、住んでよかったと思える町民目線に立った、元気で魅力あるまちづくりを目指し、全職員一丸となって町政運営を全身全霊で取り組んでまいりますので、ご支援とご協力をお願いいたします。本定例会に提案申し上げております平成28年度予算案をはじめ、各種案件につきまして、十分に審議をいただき、議決いただきますようお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。

○議長（加計雅章） これをもって、町長の施政方針を終わります。暫時休憩いたします。2時40分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 25分 休憩

午後 2時 40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第53 議案第42号 平成28年度北広島町一般会計予算から

日程第65 議案第54号 平成28年度北広島町豊平病院事業会計予算

○議長（加計雅章） 日程第53、議案第42号、平成28年度北広島町一般会計予算から、日程第65、議案第54号、平成28年度北広島町豊平病院事業会計予算までを一括議題とします。

以上、新年度予算関係13議案の提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、平成28年度予算の概要について、一括して説明します。別冊の平成28年度一般会計予算書をお願いします。本案は、平成28年度北広島町一般会計予算を調製しましたので、議会へ提案し、議決をお願いするものです。予算の総額を歳入歳出それぞれ147億2000万円とするものです。地方債については、第2表において、借入限度額を12億6650万円と定め、また、一時借入金については、借り入れの最高額を20億円と定めるものです。次に、別冊の平成28年度特別会計予算書をお願いします。議案第43号、平成28年度北広島町国民健康保険特別会計予算です。本案は、北広島町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1000万円とするものです。一時借入金については、借り入れの最高額を2億円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第44号、平成28年度北広島町下水道事業特別会計予算です。本案は、北広島町下水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ7億円とするものです。また、地方債については、第2表において、借入限度額を4760万円と定め、一時借入金については、借り入れの最高額を1億5000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第45号、平成28年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算です。本案は、北広島町農業集落排水事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6400万円とするものです。地方債については、第2表において、借入限度額を820万円と定め、また、一時借入金については、借り入れの最高額を2000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第46号、平成28年度北広島町介護保険特別会計予算です。本案は、北広島町介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ28億円とするものです。一時借入金については、借り入れの最高額を1億円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第47号、平成28年度北広島町簡易水道事業特別会計予算です。本案は、北広島町簡易水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1800万円とするものです。地方債については、第2表において、借入限度額を8880万円と定め、また、一時借入金については、借り入れの最高額を1億5000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第48号、平成28年度北広島町電気事業特別会計予算です。本案は、北広島町電気事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4300万円とするものです。また、一時借入金については、借り入れの最高額を1000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第49号、平成28年度北広島町芸北財産区特別会計予算です。本案は、北広島町芸北財産区特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ50万円とするものです。また、一時借入金については、借り入れの最高額を30万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第50号、平成28年度北広島町診療所特別会計予算です。本案は、北広島町診療所特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9000万円とするものです。また、地方債については、第2表において、借入限度額を350万円と定め、一時借入金については、借り入れの最高額を3000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第51号、平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算です。本案は、北広島町情報基盤整備事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8100万円とするものです。また、地方債については、第2表において、借入限度額を1000万円と定め、一時借入金については、借り入れの最高額を2億5000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第52号、平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算です。本案は、北広島町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億円とするものです。一時借入金については、

借り入れの最高額を2000万円と定めるものです。別冊の平成28年度北広島町水道事業会計予算書をお願いします。議案第53号、平成28年度北広島町水道事業会計予算です。本案は、第3条の収益的収入の予算額を1億8785万4000円、収益的支出の予算額を1億5195万9000円とし、第4条の資本的収入の予算額を1億1900万2000円、資本的支出の予算額を1億8383万8000円とするものです。第5条において、企業債の限度額を1億1000万円とし、第6条において、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失と定めるものです。第7条において、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費2060万1000円及び交際費1万円とするものです。第8条において、他会計からの補助金等の金額を920万円とするものです。次に、別冊の平成28年度北広島町豊平病院事業会計予算書をお願いします。議案第54号、平成28年度北広島町豊平病院事業会計予算です。本案は、第3条の収益的収入及び収益的支出の予算額をそれぞれ3億9200万6000円、第4条の資本的収入及び資本的支出の予算額を5810万6000円とするものです。第5条において、他会計からの補助金等の金額を一般会計補助金3億3789万4000円及び企業債償還補助金5810万6000円とするものです。以上、予算議案13件について、ご審議の上、議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） これをもって、平成28年度北広島町予算関係13議案の提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第66 発議第1号 予算審査特別委員会の設置について

○議長（加計雅章） 日程第66、発議第1号、予算審査特別委員会の設置についてを議題とします。ただいま提案のありました議案第42号から議案第54号までの平成28年度北広島町予算関係13議案については、先の議会運営委員会で協議が行われ、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託するよう決定されました。したがって、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、平成28年度北広島町予算関係13議案については、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定をいたしました。なお、予算審査特別委員会の委員長に、16番、大林議員、副委員長に、17番、宮本議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会委員長に、16番、大林議員、副委員長に、17番、宮本議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第67 同意第1号 監査委員の選任の同意について

○議長（加計雅章） 日程第67、同意第1号、監査委員の選任の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、同意第1号について概要を申し上げます。議案集の137ページをお願いします。同意第1号、監査委員の選任の同意について説明します。監査委員の任期満了に伴い、次の方を監査委員に選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、町議会の同意を求めるものです。広島県山県郡北広島町春木1569番地1、山根千昭さんです。同意をよろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） これで提案理由の説明を終わります。本件については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第68 同意第2号 北広島町教育委員会委員の任命の同意について

○議長（加計雅章） 日程第68、同意第2号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集138ページをお願いします。同意第2号、北広島町教育委員会委員の任命の同意について説明します。本案は、教育委員の任期満了に伴い、次の方を北広島町教育委員会委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会の同意を求めるものです。広島県山県郡北広島町才乙1318番地、菅川知由さんです。同意をよろしく願いをいたします。

○議長（加計雅章） これで提案理由の説明を終わります。本件については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第69 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

○議長（加計雅章） 日程第69、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集139ページをお願いします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の方を人権擁護委員の候補者として、法務大臣へ推薦したいので、町議会の意見を求めるものです。広島県山県郡北広島町石井谷1271番地、益田良子さん、同じく北広島町南方4448番地、吉原陽壮さんです。以上よろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。お諮りします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、益田良子さん、吉原陽壮さんを適任とすることに

ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定をいたしました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は3月14日午前10時から一般質問の予定となっておりますので、よろしく願いをいたします。本日は、これで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 58分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~